

新型コロナ対策支援制度 第2弾

もりおか復興支援センター 2020年7月16日現在

* 国と自治体のすべての制度が併用可能

制度名	対象者	内容	問い合わせ先
◎ 新規または拡充制度			
【国・新規】 休業支援金・給付金	2020年4/1から9/30までに中小事業主の指示で休業した(休業手当を受けることができない)労働者。 労働時間が週20時間以下のパート・アルバイトも対象。	・平均賃金の80% ・月上限33万円	新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金 コールセンター 0120-221-276
【国・新規】 家賃支援給付金	1か月の売上が半減、または3か月の売上の合計が30%以上減少した事業者。	・法人最大600万円 ・個人事業者最大300万円。 * 支払賃料の2/3、上限あり。	家賃支援給付金コールセンター 0120-653-930
【拡充・再掲】 雇用調整助成金 特例措置	次のすべてに当てはまる事業者 1. 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している。 2. 最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5パーセント以上減少している。 3. 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている。 * 学生アルバイトなど雇用保険被保険者以外に対する休業手当も対象。(緊急雇用安定助成金制度)	・原則として1年間で100日分、3年で150日分 ・ 1人1日あたり1万5千円上限 ・ 申請書類の大幅な簡素化	岩手労働局助成金相談コーナー 019-606-3285 019-606-3286
【再掲】 雇用調整金等 申請費用補助	雇用調整助成金等の申請業務の代行を社会保険労務士に依頼し、報酬を支払った事業者	・1回に限り10万円以内	盛岡市経済企画課 019-613-8298

◎ 盛岡市独自制度			
プレミアム付商品券	市内消費者 リフォーム実施市内消費者	・1万2千円の商品券を1万円 で販売 ・1人3万円まで。リフォーム 実施者は6万円分まで	盛岡市経済企画課 019-613-8298 はがき・ネットで事前申込が 必要
プレミアム付 応援チケット	市内消費者	・2千5百円分の飲食・宿泊チ ケットを2千円で購入できる。 ・購入した店舗のみ有効。	盛岡商工会議所 019-624-5880
盛岡の宿応援割	岩手県民 2020年7/1から10/31まで	・宿泊1人1泊最大4千円引き ・対象施設はネット、または観 光課に問い合わせ。626-7539	宿泊施設に事前に『盛岡の宿応 援割』を利用する旨電話等で直 接予約。
赤ちゃん応援 特別給付金	2020年4/28以降に生まれた子の世帯。盛岡市の住民基本 台帳に記録されている方	・1人10万円	盛岡市母子健康課 019-603-8304
妊婦への支援	新型コロナウイルスに感染し、退院した妊産婦または、不 安を抱え、新型コロナウイルス検査を希望する、盛岡市内 医療機関で出産予定の妊婦	・新型コロナウイルス検査1件 当たり2万円	盛岡市母子健康課 019-603-8304
ひとり親世帯等 特別給付金	令和2年6月分の児童扶養手当受給者 申請不要(児童扶養手当振込口座に振り込まれる)	・1世帯3万円 ・7月中の給付	盛岡市子ども青少年課 019-613-8354
【市】 地域企業家賃補助金 【県】 家賃補助制度	1か月の売上が半減、または3か月の売上の合計が30%以上 減少した事業者。	・ 家賃の1/2(上限10万円)を 最大3か月補助。	盛岡商工会議所 019-624-5880

制度名	対象者	内容	問い合わせ先
◎【再掲】継続制度			
学生支援緊急給付金	次の要件を満たしたうえで、在籍する学校が、経済的理由により修学の継続が困難であると認める学生。 1. 家庭から自立してアルバイト収入で学費を賄っている 2. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、収入が大幅に減少している。 3. 既存の修学支援制度（民間等による支援制度も含む）を利用していること、または利用申請を行う予定であること。	・住民税非課税世帯の学生 ：20万円 ・それ以外の学生：10万円 <対象となる教育機関> ・大学、短期大学、高等専門学校 の第4学年・第5学年および 専攻科 ・専門学校など	在学する学校 在籍する学校の審査を経て、 学生本人の口座に振り込み
持続化給付金	次のすべてに当てはまる事業者 1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50パーセント以上減少していること 2. 2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること 3. 法人の場合は、次のいずれかに当てはまる方・資本金の額または出資の総額が10億円未満である。 ・上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2,000人以下 ・ 個人事業者にはフリーランスも含む ・ 今年創業した事業者も対象 ・ 電子申請が基本	<中小法人等> ・給付額：200万円 ・計算方法：対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入から、対象月の月間事業収入を12倍した金額を差し引いた額 <個人事業者等> ・給付額：100万円 ・計算方法：2019年の年間事業収入から、対象月の月間事業収入を12倍した金額を差し引いた額	持続化給付金事業 コールセンター 0120-115570
住居確保給付金	休業や失業などで収入が減り、家賃支払いが困難な世帯	・家賃額上限は、1人世帯31,000円、2人世帯37,000円、3～5人世帯40,000円、6人世帯43,000円、7人以上の世帯48,000円 ・原則3か月間 最長9か月間 *収入と資産の条件あり	盛岡市くらしの相談支援室 019-626-1215
低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金	1. 令和2年6月分の児童扶養手当受給者 申請不要（児童扶養手当振込口座に振り込まれる） 2. 公的年金受給で児童扶養手当6月分が支給停止世帯 申請必要 3. コロナの影響で収入が児童扶養手当受給世帯と同水準になっている世帯 申請必要	・1世帯5万円 （第2子以降3万円加算） ・収入減少で追加給付あり	盛岡市子ども青少年課 019-613-8354

<p>◎生活相談：盛岡市役所本庁舎1階 市民ホール 電話：019-613-8145</p> <p>■盛岡市の各相談窓口 ◎勤労者の雇用・就業相談：盛岡市役所若園町分庁舎2階 経済企画課 電話：019-613-8298 ◎中小企業の経営相談：盛岡市役所若園町分庁舎1階 ものづくり推進課 電話：019-626-7538</p>
--

<p>■もりおか復興支援センター 盛岡市内丸3-46 盛岡市役所内丸分庁舎1階 電話：019-654-3521</p>
